

M&P Legal Note 2014 No.4-2

# ブラジル汚職防止法 (Law Against Corruption)

2014年10月10日

Fernando Zanotti Schneider  
弁護士 (ブラジル連邦共和国)

Abe, Guimarães e Rocha Neto Advogados 法律事務所

**abe** | ABE, GUIMARÃES E ROCHA NETO  
ADVOGADOS

<訳者> 水谷 嘉伸  
弁護士 (日本・米国ニューヨーク州)  
松田綜合法律事務所

2013年8月に、ブラジルは法律12,846号(汚職防止法)(以下「LAC」といいます。)を制定し、2014年1月29日に施行されました。LACは、「有害行為(harmful acts)」を行うブラジルにて事業を行う会社<sup>1</sup>に民事上及び行政上の責任を課すものです。

汚職に対する厳しい規制を定める多くの国に加わるためのブラジルの最初のステップと公言され理解されたこの法律は、その後、その適用範囲の広範さ故に特に外国会社にとって心配の種になってしまいました。

この記事では、ブラジルのLACの主要なポイントについて説明します。また、実効的なコンプライアンスプログラムの導入による効果やLACの

規定する厳格責任について若干のコメントをします。最後に、ブラジルのLACと米国の海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)(以下「FCPA」といいます。)及び日本の不正競争防止法とを比較した表を紹介します。

## 1. 背景

LACの内容に入る前に、汚職はブラジルにおける最も大きな問題の一つであり、複数の社会学者がブラジル社会における格差や不平等と汚職を直接結び付けて説明をしていることを記しておきたいと思います。加えて、ブラジルの司法手続きがとても遅いことが影響して、企業倫理を損なう免罪の国民意識が存在しています。他の先進国とは異なり、ブラジルでは裁判が確定するまでに何十年もかかってしまうのです。

トランスペアレンシーインターナショナルによるブラジルの2013年の腐敗認識指数は42であり、177カ国中72位に位置しています。この指

<sup>1</sup> この記事においては、LACが適用される法人を「ブラジルにて事業を行う会社」と呼ぶことにします。重要な点は、国籍、組成の方法や会社の種類や法人化の有無を問わず、ブラジルにおいて事業を行ういかなる法的主体であってもLACが適用されるということです。

数は 177 カ国を 0 (深刻な腐敗) から 100 (腐敗なし) までの間で点数をつけるものです。

LAC は FCPA によって感化されたプロジェクトであり、数年間ブラジルの国会における通常の承認手続きに付されていたのが、突然国会によって施行されたことは指摘しておくべき重要な点です。この新法は、ある部分では「国際商取引における外国公務員への贈賄の防止に関する条約」へのブラジルの遵守に関する OECD (経済協力開発機構) の要求に応じる形で制定されたものと言えます。加えて最も重要な点は、2013 年 7 月に発生したデモで主張されたブラジル一般公衆による政府の透明性と廉潔性の向上の要求に応えたものであるということです。

そのため、LAC の解釈に関していくつかの疑義が生じており、複数の専門家は LAC を制定するには時期尚早であり更なる議論を尽くすべきであったと述べる者もいます。

## 2. 一般的な LAC の内容

一般的には、LAC は、ブラジルにおいて (取締役、役員又は従業員を通じて、又は外部の会社又は個人である第三者を通じて) 事業を行う会社に、国内及び外国の「公共機関(public administration)」に対する「有害行為(harmful acts)」を行うことを禁止しています。

禁止されている行為、即ち「有害行為(harmful acts)」は、とても広く定義されており、公務員に対する不当な利益の実際の支払いや提供のみならず、当該活動を申し出、約束し、スポンサーし、又はその他の支援をすることも含まれます<sup>2</sup>。い

---

<sup>2</sup> LAC によると、国内外の公共機関に対する有害行為とは、国内外の公共財産、公共機関の原理・原則やブラジルが引き受けた国際条約に違反する行為を指します。LAC は次のように有害行為の種類について広汎なリストを定めています。

①公務員またはその関係第三者に対し、直接間接を問わず、不適切な利益の約束、申入れ、または提供をす

わゆる「ファシリテーションペイメント」も当該定義の中に含まれます。また、「有害行為(harmful acts)」の定義が広汎であることに加えて、「公共機関(public administration)」が何であるかを定める規定はありません。

一方で、LAC は「外国の公共機関(foreign public administration)」の定義については規定しており、政府のあらゆるレベル及び領域における、外国の政府機関、法人等又は外交代表、並びに外国政府によって直接又は間接に支配されている法人等を意味するとされています。LAC は、外国の政府組織、機関又は外交上の代表事務所において職位、職務や公共の機能を保有している者及び外国の政府当局や国際的な公共組織によって直接又は間接に支配されている法的主体であれば誰でも、一時的や無報酬の場合を含めて、外国の公共機関であるとみなす旨定めています。

ブラジルにて事業を行う日本企業に LAC が適用される典型的な場合を図で示すと以下の通りとなります。

---

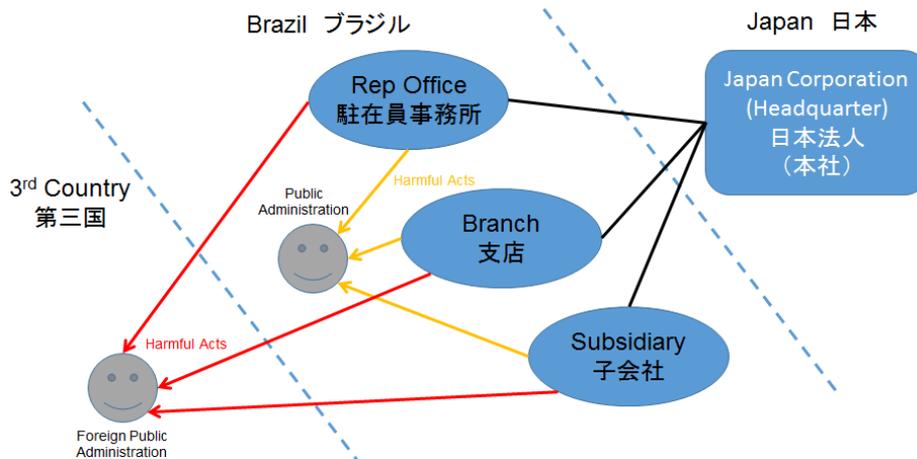
ること

②法律に定める抵触・違反行為につき承認、信用供与、費用負担、援助その他形態の如何を問わず支援すること

③対象行為について真の利益または受益者が誰であるかを隠し、または偽るために、媒介者 (個人または法人を問わない。) を利用すること

④公の組織、法人または機関により行われる調査または監督活動を妨げること、若しくはその業務を阻害すること (国の金融システムの規制及び監督機関の範囲内のものを含む。)

⑤公共入札又は契約に関して、入札手続における競争的性質を共謀、合意その他の手段を通じて妨げ、または欺く行為等



### 3. 行政上・司法上の制裁及びコンプライアンスプログラムを導入するメリット

有害行為が行われた場合、ブラジルにて事業を行う会社は行政上及び司法上の制裁を受ける可能性があります。有害行為を行ったことについて責任を負うブラジルにて事業を行う会社に適用されるLACの定める行政上の制裁は以下の通りです。

- ① 行政手続きの開始前の事業年度にかかる総売上高（税抜）の0.1%～20%に相当する金額の制裁金（ただし、利得額を見積もることができる場合には、当該利得額を下回することはできないものとする）
- ② 不利益を課す決定の特別の公表  
(extraordinary publication)

上記の総売上高の基準を利用できない場合には、制裁金は6,000レアルから60,000,000レアルの範囲で定められることになります。

一方で、司法上は、ブラジルにて事業を行う会社は次のような重い制裁を科される可能性があります。

- ① 違反から得られた直接又は間接の便宜又は利益に関係する財産、権利または利益の没収

- ② 事業活動の全部または一部の停止
- ③ 法人の強制的な解散
- ④ 最短で1年、最長で5年間、政府により支配されている公の機関、団体及び金融機関からのインセンティブ、助成金、補助金、寄付金、または借入金を受領禁止

上記に述べた制裁の内容から分かる通り、ブラジルのLACは有害行為に対して厳しい制裁を定めています。これに対して、LACの最も注目されている点の一つとして、ブラジルにて事業を行う会社が採用するコンプライアンスプログラムによる導入インセンティブがあります。コンプライアンスプログラムの導入は、今までのところ、ブラジルでは金融機関等を除いて会社に強制されていませんでした。しかし、LACの7条では以下のように導入のインセンティブを定めています。

第7条 - 制裁の適用に際しては以下を考慮する。  
(…)

8 - 公正維持、会計、不正の告発促進のための内部統制体制・手続きの存在及び法人内における倫理規程の効果的な実施状況

この条項はコンプライアンスプログラムを導入する大きなメリットを示唆しており、コストをかけることなく利用できるものとも考えられます。し

かし、重要なことは実効的なコンプライアンスプログラムを導入する必要があることです。即ち、もしコンプライアンスプログラムが誰も遵守していない規定を書いた書面にとどまり実行されていない場合には、制裁を軽減するという観点からは当該プログラムは存在していないものと扱われてしまいます。

制裁を適用する際にコンプライアンスプログラムを勘案する旨が明確に定められているにも関わらず、どのようなコンプライアンスプログラムを導入すべきかについて LAC は定めていません。これは未だ発行されていない連邦の施行規則によって解決されるかも知れない事項になります。

ただ、LAC の規定の文言に照らせば、一般的に理解されているコンプライアンスの概念（法令や会社の事業や活動のために定められた方針やガイドラインを遵守するための規律の集合であり、発生するかも知れない法令等からの逸脱やその違反を防止、発見、手当てするもの）を採用したと考えることができます。

#### 4. 「厳格」責任及び関係者の連帯責任

LAC において最も評判の悪い問題は、法律の定める厳格責任に関するものであり、これはブラジル法特有のものと言えます。

LAC は有害行為について故意・過失を問わない厳格責任を定めています。言い換えれば、ブラジルにて事業を行う会社は、有害行為を行ったことを知らない場合であっても責任を負う可能性があるのです。これは有害行為に関わる可能性のある者をコントロールし監視する必要があることを意味し、会社に不必要なコストや機会損失を発生させ

る可能性があります。「有害行為」や「公共機関」の広汎な定義とともに、この厳格責任は LAC の大きな特徴といえます。

加えて、LAC は、支配会社、被支配会社、関連会社、または各契約の目的の範囲においてコンソーシアムは、全て連帯して有害行為にかかる責任を負う旨を明確に定めています。ブラジルの法制度によると、コントロールがない場合であっても、ある会社が他の会社の株式・持分を 10%（会社の場合）又は 20%（LLC の場合）保有する場合にはその他の会社は「関連会社」になる可能性があります。従って、ある会社が他の会社の 10%又は 20%の株式・持分しか保有しておらずコントロールもない場合であっても、その他の会社とともに連帯責任を負わされる可能性が理論上は考えられるのです。この「関連会社」に関する問題はバランスを欠いており連邦政府が定める連邦の施行規則によって詳細が定められる可能性もあります。

仮に連邦規則がこの連帯責任について制限を設けない場合であっても、憲法上の原則によって、LAC の関連会社の概念は司法上争われる可能性があると考えられます。

#### 5. LAC と日本・米国の制度との比較

弊職が日本において松田綜合法律事務所の客員弁護士として執務している間、日本・米国の腐敗防止制度の主要なポイントとブラジルの LAC との違いについて、同事務所の弁護士らと共同して学ぶ機会に恵まれました。それを踏まえ、ブラジルの LAC と日本の不正競争防止法及び米国の FCPA の主な事項を比較した表を以下のとおり作成しましたのでご参照下さい。

ブラジル・日本・米国の腐敗行為防止法の比較			
	ブラジル：LAC（汚職防止法）	日本：不正競争防止法	米国：FCPA（海外腐敗行為防止法）
施行日	2013年制定 2014年施行	1998年	1977年
外国公務員への腐敗行為に関する規制	有	有	有
主要ルール	第5条 国内外の公共機関に対する有害行為とは、国内外の公共資産、公共の原理・原則又はブラジルが引き受けた国際公約に違反する行為を指し、以下の行為を含む：公務員又はその関係する第三者に対し、直接間接を問わず、不適切な利益の約束、申込み又は提供をすること	第18条 何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。	第30条A(a) 本編のセクション 78I に従って登録した証券区分を有する発行者、または本編のセクション 78o (d) に従って報告書提出を義務付けられている発行者・・・がいずれも、郵便または他のいかなる方法、もしくは州際通商手段を利用して、金銭支払いの申し出、支払い、支払う約束、支払いの認可、もしくは価値のあるものを贈与する申し出、贈与、贈与の約束、贈与の認可を不正に促進するような行為を・・・行うことは違法である。
ファシリテーションペイメントの例外があるか？	無	無	有
民間人への賄賂の規制	無	無（会社法に限定的な例外あり）	無
腐敗行為を行うエージェントに関する利用企業の責任	直接責任	直接責任	直接責任
制裁の内容として懲役があるか？	無（ただし、ブラジル刑法その他の法律による刑罰として認められることがある）	有（5年以下の懲役）	有（20年以下の禁錮）
制裁の上限	（行政上の制裁） 総売上高の0.1%から20%の制裁金又は上限6000万レアルの制裁金 （司法上の制裁） 資産の没収又は事業の停止	（自然人） 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科 （法人） 3億円以下の罰金	～贈賄防止条項～ （自然人） 25万ドル以下の罰金；5年以下の禁錮；1万ドル以下の民事制裁金 （法人） 2百万ドル以下の罰金（違反行為による利得額又は損失額の2倍まで加重可能）；1

			万ドル以下の民事制裁金  ～会計処理条項～ (自然人) 5百万ドル以下の罰金(違反行為による利得額又は損失額の2倍まで加重可能);20年以下の禁錮;10万ドル以下の民事制裁金 (法人) 25百万ドル以下の罰金(違反行為による利得額又は損失額の2倍まで加重可能);50万ドル以下の民事制裁金
親子会社、関連会社及びコンソーシアム企業の責任の有無	有(連帯責任)	無	無
減免合意制度の有無	有	無	有
コンプライアンス体制導入による制裁金の減免制度の有無	有	無	有

この記事に関するお問い合わせ、ご照会は以下の連絡先までご連絡ください。

弁護士(日本・米国ニューヨーク州) 水谷 嘉伸  
mizutani@jmatsuda-law.com

弁護士(ブラジル連邦共和国)  
Fernando Zanotti Schneider  
Abe, Guimarães e Rocha Neto Advogados  
法律事務所

松田綜合法律事務所  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町二丁目6番1号  
朝日生命大手町ビル7階  
電話: 03-3272-0101 FAX: 03-3272-0102

Rua Bela Cintra, 904 - 6o. andar, São Paulo, SP -  
01415-000 - Brasil  
Email: fzanotti@abe.adv.br  
Tel: +55 11 3512 1312 / +55 11 3512 1300

この記事に記載されている情報は、依頼者及び関係当事者のための一般的な情報として作成されたものであり、教養及び参考情報の提供のみを目的とします。いかなる場合も当該情報について法律アドバイスとして依拠し又はそのように解釈されないよう、また、個別な事実関係に基づく具体的な法律アドバイスなしに行為されないようご留意下さい。